

「いしかわトライアルステイサポート事業」業務仕様書

1 目的

石川県では、交流・体験を希望する方それぞれのニーズに合致したメニュー（交流イベントやワーキングホリデー等）を整備・充実させ、継続的な交流人口の拡大及び、将来的な移住希望者の掘り起こし等を図る。

2 委託業務期間

契約日から2020年3月31日まで

3 委託予定金額

8,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 本事業の対象者について

本事業の対象者は石川県外に住む者（移住希望者、大学生等）とする。

5 委託業務の内容

(1) いしかわトライアルステイサポート事業の広報、参加者の募集に関する業務

ア 県外在住の若者をメインターゲットとして、Webサイトの制作・更新、SNS・Web広告等を活用した広報活動を行う。

イ チラシ・ポスターの作成

(ア) チラシはA4サイズ、両面カラーとし、3,000部以上作成する。

(イ) ポスターは（A3サイズ以上）100部以上作成する。

ウ 参加者を「いしかわステイ魅力発見隊」の隊員と位置づけるにあたり、隊員であることを証する隊員証（隊員の取り組むミッションも記載）を作成する。

(2) 企業での就労に関する業務

ア 参加者の受け入れを希望する企業の掘り起こしを行うとともに、企業情報をWebサイトに掲載する。

イ 参加者と受入企業等とのスムーズなマッチングのため、面談等を実施する。

ウ マッチング方法についてはいしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行員会」という）と協議の上、決定する。

エ 参加者と受入企業等との労働契約の締結にあたっては、労働基準法等の法令順守が徹底されるよう、雇用契約書や労働条件通知書など労働条件を確認できる書類の写しを入手し、労働条件の確認を行うほか、必要に応じて受入企業等へのサポートを実施する。

オ 参加者の交流・体験メニューへの参加を支援する。

参加者の要望を聞きながら、参加者が県内各地域で行われる地域行事や移住者・地

- 元住民等と交流できるイベントに参加できるよう調整する。
- (3) 交流・体験メニューに関する業務
- ア 交流・体験メニューのサイトの運営
委託者の指示に基づき、コンテンツの更新等を行う。
- イ 交流・体験メニューを掘り起こすとともに、サイトにメニュー情報を掲載する。
観光スポットを回るだけでなく、県内各地域で行われる地域行事や移住者・地元住民等と交流できるものを中心に掘り起こすこと。
- ウ 参加希望者が希望する交流・体験メニューに参加できるようにするため、希望者のニーズを踏まえながら調整を行う。
- (4) 「いしかわステイ魅力発見隊」隊員のサポートに関する業務
- ア 地域団体と連携して隊員の地域での活動状況を必ず一度は現地で確認し、必要に応じて助言等を行う。
- イ 隊員の個別ニーズに応じて、交流・体験メニュー等の紹介を行う。
- ウ 県やいしかわ就職・定住総合サポートセンターのイベント情報等について隊員にメール（メルマガ）で情報提供を行う。
- エ 隊員に、SNSや口コミ等による情報発信を促すとともに、隊員に活動状況や成果を報告してもらい、必要に応じてホームページで情報発信を行う。
- (5) 相談窓口の設置・運営に関する業務
- ア 参加者滞在時の万一のトラブル等に備えて、参加者等からの相談を受け付ける相談窓口を設け、対応者を1名以上配置する。
- イ 相談対応等時間については、実行委員会と協議の上、決定する。
- (6) 本事業委託期間中における事業参加者の把握・管理を行い、その一環としてアンケート調査を実施することとし、把握した情報やアンケート結果は事業実施結果として実行委員会に報告する。
- (7) その他に本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施する。

6 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
本事業の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。
- (2) 電子データ
実績報告書データについては、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。
- (3) 提出期限
成果物の提出は2020年3月31日（火）を期限とする。

7 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の報告義務

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

9 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(2) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(3) 業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。